

(xviii) 「指定」とは、ある締約国において国際登録の効果が生ずるよう求める請求又は国際登録簿における当該請求の記録をいう。

(xix) 「指定締約国」及び「指定官庁」とは、それぞれ指定が適用される締約国及びその官庁をいう。

(xx) 「千九百三十四年改正協定」とは、ハーグ協定の改正協定であつて、千九百三十四年六月二日にロンドンで署名されたものをいう。

(xxi) 「千九百六十年改正協定」とは、ハーグ協定の改正協定であつて、千九百六十年十一月二十八日にハーグで署名されたものをいう。

(xxii) 「千九百六十一年追加協定」とは、千九百三十四年改正協定の追加協定であつて、千九百六十一年十一月十八日にモナコで署名されたものをいう。

(xxiii) 「千九百六十七年補足協定」とは、ハーグ協定の補足協定であつて、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名されたもの（その修正を含む）をいう。

(xxiv) 「同盟」とは、千九百二十五年十一月六日のハーグ協定によつて設立され、並びに千九百三十四年改正協定、千九百六十年改正協定、千九百六十年追加協定、千九百六十七年補足協定及びこの改正協定によつて維持されるハーグ同盟をいう。

(xxv) 「総会」とは、第二十一条(1)(a)に規定する総会又は当該総会に代わる組織をいう。

(xxvi) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xxvii) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(xxviii) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。

(xxix) 「批准書」とは、受諾書及び承認書を含むものとする。

(1) 第二条 締約国の法令及び特定の国際条約によつて与えられる他の保護の適用

この改正協定は、締約国の法令によつて与えられる一層厚い保護の適用に影響を及ぼすものではなく、また、著作権に関する国際条約及び協定によつて美術の著作物及び応用美術の著作物に与えられる保護又は世界貿易機関を設立する協定に附属する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定によつて意匠に与えられる保護に何ら影響を及ぼすものではない。

(2) 締約国は、パリ条約の規定で意匠に関するものを遵守する。

第三章 国際出願及び国際登録

締約国である国の国民若しくは締約国である政府間機関の構成国の国民である者又は締約国の領域に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者は、国際出願をする資格を有する。

第四条 国際出願をするための手続

(1) 「直接又は間接の出願」
出願人は、その選択により、国際事務局に対し直接に、又は出願人の締約国の官庁を通じて国際出願をすることができる。

(2) (a)の規定にかかわらず、いずれの締約国も、宣言により、自国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を事務局長に通告することができる。
「間接の出願の場合の送付手数料」
いずれの締約国の官庁も、自己を通ずる国際出願について送付手数料を支払うことを出願人に要求することができる。

第五条 国際出願の内容

(1) 「国際出願に必須の内容」
国際出願については、一の所定の言語で作成し、及び次のものを含め、又は添付する。

(i) この改正協定に基づく国際登録の請求
出願人に関する所定の事項
(ii) 出願人の対象である意匠の一の複製物又は出願人の選択による二以上の異なる複製物の写し（所定の方法により提出されるもの）の所定の部数。ただし、意匠が平面的なものであり、かつ、(5)の規定に基づいて公表の延期の請求がなされている場合には、国際出願には、複製物を含めることに代えて、所定の部数の意匠の見本を添付することができる。

(iv) 意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品の所定の表示
指定締約国の表示
所定の手数料
その他の所定の事項

(2) 「国際出願に追加される必須の内容」
その官庁が審査官庁である締約国であつて、自国の法令が意匠の保護の付与のための出願について自国の法令に基づいて出願日が認められるためには、当該出願が(b)に規定する要素のいずれかを含むことをこの改正協定の締約国となる時に要求するものは、宣言により、当該要素について事務局長に通告することができる。

(a) 出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示
(i) 出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明
(ii) 請求の範囲
(iii) 国際出願に(a)の規定に基づいて通告を行った締約国の指定を含む場合には、当該国際出願には、所定の方法により通告の対象である要素についても含める。

(3) 「国際出願の他の内容」
国際出願には、規則に定める他の要素を含め、又は添付することができる。

(4) 「同一の国際出願における二以上の意匠」
国際出願には、所定の条件に従い、二以上の意匠を含めることができる。

(5) 「公表の延期についての請求」
国際出願には、公表の延期についての請求を含めることができる。

第六条 優先権

(1) 「優先権の主張」
国際出願には、パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国についてされた一又は二以上の先の出願に基づく優先権をパリ条約第四条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができる。

(b) 規則は、(a)に規定する申立てを国際出願をした後に行うことができることを定めることができる。この場合には、規則は、当該申立てを行うことができる期限について定める。

(2) 「優先権の主張の基礎となる国際出願」
国際出願は、その出願日から、出願の結果のいかんを問わず、パリ条約第四条に規定する正規の出願と同等のものとする。